

黒部市内に 就職する方に朗報！



黒部市就職定住促進事業補助金

本制度は、市内での就職及び定住促進を図るため、市内事業所に就職し、就職を契機に市内へ居住した方またはその家族に対して支援を行うものです。

《補助対象者》

A：平成28年4月1日以降に市内事業所(※)に就職し、下の①～③全てに該当する方

(※…大企業及びその子会社、地方公共団体、個人事業主本人は除く)

- ①勤務期間が半年を経過し、引き続き市内に住所を有する方
- ②期間の定めのない雇用契約をした方（正規雇用者）
- ③初居住者・・・就職前後の半年以内に初めて市内に住所を有した方

又は

Uターン者・・・市外に2年以上住所を有した後、再び市内に住所を有した方

B：上記Aに該当する方と同居し、かつ就職していない18歳以下の家族

《補助金の額》 A：初居住者・・・一人あたり **15万円**

Uターン者・・・一人あたり **5万円**

B：一人あたり **5万円**

《手続》 必要書類を市役所へ提出してください。

申請書及び請求書は商工観光課窓口、市HPから取得できます。

補助金を申請できる期間は市内事業所に勤務してから1年間です。

申請から振込までは事務手続き上1～2か月かかります。

- ※提出書類
- ①黒部市就職定住促進事業補助金交付申請書
 - ②賃金の支払い状況が確認できる書類の写し
 - ③出勤状況が確認できる書類の写し
 - ④初居住者であること又はUターン者であること
同居家族であることを確認できる書類（戸籍の附票等）の写し
 - ⑤請求書

※提出先・ 黒部市役所 商工観光課 商工労働係

お問い合わせ先 (黒部市三日市1301)

電話 0765-54-2611 FAX 0765-54-2607